

## **イベント民泊の実施に伴う自宅提供者募集のお知らせ**

熊野市では、熊野大花火大会の期間中の宿泊施設の不足を改善し、より多くの観光客が花火大会や観光地巡りなどをゆっくりと楽しめるように、国のガイドラインに基づき8月16日から19日までの間、観光客にご自宅の空き部屋などを提供する「イベント民泊」を実施します。

については、ご自宅の空き部屋などを提供いただける方を募集します。

ご自宅の提供にあたっては、すべての寝室に住宅用火災警報器(煙式)を設置していることなど要件がありますので以下の要件を参照頂き、お申込みやお問い合わせなどにつきましては以下の問い合わせ先までご連絡ください。

### **イベント民泊実施期間**

2019年8月16日(金曜日)～8月19日(月曜日)

注1.) 19日はチェックアウトのみ

### **自宅提供者募集受付期間**

2019年5月13日(月曜日)～6月16日(日曜日)

### **申込書類等**

自宅提供をご希望される方は、申込書類に必要事項を記載の上、イベント民泊運営事務局まで送付・持込下さい。

### **自宅提供者募集説明会**

イベント民泊に関する説明会を開催予定です。事業の内容などについて詳しくお知りになりたい方はご参加ください。(事前申し込み不要)

1. 2019年5月21日(火) 15:00～17:00 文化交流センター 研修室②
2. 2019年6月1日(土) 15:00～17:00 文化交流センター 研修室①

### **募集要件(すべての要件を満たしている必要があります)**

- ・提供物件は、熊野市内にある自宅等であること。
- ・提供物件は、応募者またはその親族が現に居住している家屋の一室か、応募者またはその親族が現に居住している家屋と同一敷地内にある離れ等のことを指します。その他の場合の取扱いについては、個別具体的な事情により異なりますので、提供希望物件が「自宅」の範囲か判断に迷う場合には、事務局までお問い合わせください。
- ・自宅提供者が、当該自宅についてイベント民泊を実施するための権限を有すること。
- ・提供物件が借家・共同住宅等、借用物件の場合は、賃貸借契約やマンション管理規約に違反しないこと。住宅の使用及び管理に係るルールを遵守するとともに、賃貸契約で転賃借が禁止されておらず、必要に応じて共同住宅の近隣住宅や賃貸人に事前説明ができること。

- ・提供物件は、衛生上の管理が適切になされていること。
- ・提供物件のすべての寝室に住宅用火災警報器（煙式）を設置していること。または、宿泊者の受入日までに設置ができること。

すべての寝室に設置が必要です。また、寝室が2階にある場合は、階段の上部に設置が必要です。住宅が店舗併用住宅など、事業所を営んでいる建物にあつては、消防法令の規制を受ける場合があります。その場合、消防法令に適合するように消防用設備等が維持管理されていること。

- ・宿泊に係るすべての対応を自身の責任で行うことができること。
- ・住宅提供者及び応募者が熊野市暴力団排除条例に定める暴力団、若しくは暴力団員の統制下にある、または密接な関係を有する人でないこと。
- ・原則として、宿泊者1人あたり床面積3.3平方メートルを確保すること（目安として、1人あたり約2畳程度）
- ・その他、ご自宅を提供するにあたり、特段の支障がないこと。

## 注意事項

- ・宿泊者に対して食事の提供はできません。
- ・安全面の観点より、自宅提供者の情報(住所・氏名等)は、事前に警察・保健所・消防署と共有します。
- ・提供する部屋や施設・設備等の現地確認のため、イベント民泊運営事務局と警察・消防署職員がご自宅を訪問することがあります。法令に基づき担当部局から設備改善等の指導がある場合、改善ができない施設においては自宅提供ができません。
- ・別途、ご案内する講習会等に参加してください。
- ・イベント民泊終了後にイベント民泊運営事務局が実施するアンケートへの協力をお願いします。

## その他

- ・自宅提供は1年に1回のみ。また、宿泊者の入れ替わりはできません。  
(同一日の複数人の宿泊や同一人の連泊は可能)
- ・宿泊者の募集にあたっては条件が設定できます。  
(例: 女性のみ居住のため宿泊者は女性に限定、外国語対応不可等)
- ・既に旅館業法に基づく宿泊業、民泊新法に基づく民泊事業を営んでいる物件は、本募集の対象にはなりません。

## お申込み・お問い合わせ先

イベント民泊運営事務局(熊野市観光協会内)

業務担当者: 井上

電話: 0597-89-0100(受付時間: 9:00~17:00、木・金は除く)

メール: eventminpaku2018@gmail.com